

岩手県職労

号外

昭和34年4月1日

第3種郵便物認可

定価1部2円

発行所

盛岡市内丸10番1号

岩手県庁内

No.2282

2014年

3月14日

本日は、春闘統一
行動日です。
職場の課題を点
検し、要求を県職
労運動に押し上
げよう。

春闘情報 - ⑩朝

1人5筆 給与制度見直し反対 要請署名 集めきろう!

3月5日、第1次集約分を人事院総裁に提出

公務員連絡会は、3月5日～7日に、2014春季生活闘争ブロック別上京行動を行い、初日となる5日は、北海道・東北ブロック決起集会が開催され、岩手からも10人(県職労から3人)が参加した。各県代表者による人事院との交渉では、総合的見直し反対「要請署名」を直接提出した。

また、12日には幹事クラスでの交渉を行い「給与制度見直しは受け入れられない」ことを強く訴えた。

公務員連絡会による春闘期の人事院交渉は、4月の最終交渉まで断続的に行われ、給与制度総合的見直し反対の声を訴え続けていく。私たちは、1人5筆の要請署名をしっかりと集めきり、地方から怒りの声をあげていこう!

人事院が検討を進める『給与制度の総合的見直し』は、新たな給与比較の方法を持ち込むことで、これまで「公民較差均衡」としていた県人事委員会勧告の結果も無視した一方的な賃金切り下げを狙うものだ。これが行われれば、地域間格差は一層拡大し、私たちの給与水準の更なる引き下げとなるものであり、断じて認められない。

県職労は、1人5筆の署名を呼びかけ、現時点で3,680筆を集約しているが、目標筆数には、まだまだ足りない。人事院は「提出された署名数をしっかり数える」と公言しており、集約数が正に「反対の意思表示」となるが、全国の中でも岩手の署名数は低調だ。

署名の最終集約日は今月末。怒りの声のバロメーターである署名をしっかりと集約し、人事院にNO!の意思表示を示していこう。



上) 要請を行う交渉団、下) 人事院前の交渉支援団



異動者優先の着任を

着任は発令日から1週間以内（職員服務規程第15条）

定期人事異動の内示が、本で行われる。復興業務等で多くの業務量を抱える一方で、フラット制等によって担当者以外に業務詳細を把握できていない実態も増えており、しっかりとした業務の引き継ぎが求められている。また、消費増税の影響で引っ越し業者を予約しづらい状況もあるなど、短期間で着任が難しい場合もある。

県職労は、3月3日に行った人事課総括課長交渉において、職員服務規程で定める1週間以内の着任期間があるにも関わらず4月1日の着任を求められる実態が毎年報告されていることを踏まえ、「早期着任が強要されないよう、着任期間をしっかり保障すべき」と指摘。これについて、大槻人事課総括課長から「円滑な業務の引き継ぎが行われるよう、旧所属の状況、職員の移転に係る状況なども含め、新所属と十分に話し合って実際の着任日等について決めていただきたい」との回答を確認している。

着任日は、あくまでも異動者の都合が優先されるべきだ。無理のない着任日の設定が大切だが、早期着任の強要等の問題がある場合には、県職労へご連絡ください。

総合共済の

住所変更手続き

も忘れずに

人事異動等により引っ越しされる場合には、総合共済の住所変更の手続きが必要です。この手続きを忘れると、大雪による倒壊・破損や落雷被害、昨今多発しているゲリラ豪雨での浸水等、風水害による被災に対する保障に時間と手間を要したり、場合によっては保障を受けられなくなることもあります。

変更は、所定の様式で申告するだけの簡単な手続きです。様式は、最寄りの書記局にありますので、お気軽にお訪ねください。

久慈市長選挙

遠藤譲一(じょうじ)さん 最終盤の闘い

16日(日)に久慈市長選挙が投開票されます。県職労は、退職者会で久慈支部長を務めている「遠藤譲一」さんの推薦を決定しています。知人・友人へ最後までのお声かけを！